

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年12月24日

長野県北信地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

北信州おいしい食材フェア 伝統野菜活用レシピ集作成業務

(2) 業務の目的

地元高校生の考案した北信地域の伝統野菜のレシピ集を管内直売所等へ配付することで、消費者に伝統野菜の利用方法を周知し、消費拡大を図る。

(3) 業務内容

北信地域の伝統野菜を活用したレシピ集の製作及び印刷

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに従う

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

仕様書（案）を遂行するための方法等について具体的な提案を行うものとし、下表の留意事項の内容を記載すること。

項目	留意事項
業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 業務を遂行する上での基本的な考え方、方針等</li><li>○ 業務の実施手法及び方法</li><li>○ レシピ集の構成・デザインの方針</li></ul>
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 契約締結後から事業完了までのスケジュール</li></ul>
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ レシピ集の構成・デザイン</li><li>○ 表紙について消費者の目を引く内容となっていること</li><li>○ レシピについて見やすい内容となっていること</li><li>○ 北信地域の伝統野菜が分かりやすく紹介されていること</li><li>○ その他、特筆すべき事項</li></ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実施体制（メンバー構成、各スタッフの業務内容、経歴等）</li><li>○ 委託者及び関係機関との連絡調整、報告に関する事項</li></ul>
業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 見積金額</li><li>○ 見積金額の内訳、算定根拠</li></ul>

- (6) 業務の実施場所  
長野県北信地域振興局管内
- (7) 履行期限（納期限） 令和4年3月25日（金）
- (8) 費用の上限額 462,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者に対しては、これらに加入していること。
- (6) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
別添「様式第3号 参加申込書」による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
別添「様式第3号の附表 参加要件具備説明書類総括書」による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
参加要件具備説明書類総括書の注意書きのとおり。  
2 (1) 及び (3) については、誓約書による。2 (4) については納税証明書による。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒383-8515 長野県中野市大字壁田 955 長野県北信地域振興局 北信農業農村支援センター 農業農村振興課 電話 0269-23-0209 FAX 0269-26-0074 E-mail hokushin-nosei@pref.nagano.lg.jp
--

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年1月14日（金）

（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4) に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県北信農業農村支援センターに到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面により長野県北信地域振興局長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県北信地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4) に同じ。

(2) 受付時間 令和3年12月24日（金）から令和4年1月25日（火）の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとし、ます。

(4) 回答方法 長野県北信地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年1月28日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 企画提案書の作成様式

別添「様式第8号 企画提案書」による。

### (2) 企画書の作成様式

別添「様式第8号の附表 企画書」による。

### (3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の明細及び合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

### (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年2月1日(火)  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部(原本1部、写し5部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県北信農業農村支援センターに到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

### (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の実施計画及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務を遂行する上での基本的な考え方、方針等は適切か</li> <li>○ 実施計画は、具体的で効果的な提案となっているか</li> <li>○ 業務スケジュールに無理はないか</li> </ul>	15
2 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙について消費者の目を引く内容となっているか</li> <li>○ レシピについて見やすい内容となっているか</li> <li>○ 北信地域の伝統野菜が分かりやすく紹介されているか</li> <li>○ その他、業務の目的を達するために有効な提案がなされているか</li> </ul>	40
3 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務遂行に必要な体制が確保されているか</li> <li>○ 委託者及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える体制となっているか</li> </ul>	10
4 業務履行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託業務を確実に履行できる技術・実績等が十分にあるか</li> </ul>	15
5 費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見積金額は上限額の範囲内か</li> <li>○ 見積金額の内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか</li> </ul>	20
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。また、最高得点となった者が2者以上いる場合には、高い順位の評価を多く得た者を選定します。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を令和4年2月4日(金)に開催し、提出書類より評価を行います。ただし参加申込者には出席を求めません。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

プレゼンテーションは実施しません。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県北信地域振興局長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により長野県北信地域振興局長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県北信地域振興局北信農業農村支援センター農業農村振興課において閲覧に供します。

- ④ 上記①の者との協議が不調となった場合、獲得得点が次点の者と協議を行い見積業者を選定します。ただし、評価点が60以下の場合には選定しません。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県北信地域振興局長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により長野県北信地域振興局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県北信地域振興局北信農業農村支援センター農業農村振興課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3 (4) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。